

教育公務員特例法施行令

服務紀律 第八條	道府縣職員 第六條	道府縣 道府縣	當該地方公共團體
府縣知事(道廳長官を含む)			
任命権者			

教育公務員特例法施行規則

教員等の選考基準

七 高等専門學校を卒業し、これらの學校において、三級の文部教官、三級の地方公務員たる教員又はこれに準ずる教員として、通算して五年以上在職した者

第五條 専門學校又は教員養成諸學校の音楽、美術、其の他の